



平成27年5月12日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 高田工業所  
代 表 者 代表取締役社長 高田 寿一郎  
(コード番号 1966)  
問 合 せ 先 責 任 者 総務部長 副島 淳一  
(TEL 093-632-2631)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月19日開催予定の第68回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 取締役の員数の変更

社外取締役の選任を含めた経営体制及びコーポレートガバナンス体制の強化を図るために、現行定款第25条の取締役の員数を「3名以上10名以内」から「3名以上15名以内」へ変更を行うものであります。

##### (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)に基づく変更

責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたため、現行定款第38条及び第49条の規定を変更するものであります。

なお、現行定款第38条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成27年6月19日
定款変更の効力発生予定日	平成27年6月19日

以上

(下線は 変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数) 第 25 条 当社の取締役は、3 名以上 <u>10</u> 名以内とする。</p> <p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約) 第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約) 第 49 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の員数) 第 25 条 当社の取締役は、3 名以上 <u>15</u> 名以内とする。</p> <p>(<u>取締役</u>との責任限定契約) 第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(<u>監査役</u>との責任限定契約) 第 49 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以 上